

計量制度国際機構分担金

令和4年度予算額 0.1億円 (0.1億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 国際法定計量機関を設立する条約（OIML条約）に基づき設立された国際法定計量機関（OIML）の活動に必要な経費のうち、日本に課せられた分担金を負担します。
- OIMLは、計量器に係る行政上・技術上の諸課題を国際的に解決するための国際機関です。計量器の性能・技術に関する基準を定めた勧告を策定しています。
- OIML総会や関係委員会等への積極的な参加、提案を行い、勧告の改訂・策定を通じて、我が国法定計量制度の国際標準化を推進します。

成果目標

- 昭和35年度からの事業であり、国際法定計量機関の勧告等の策定において、我が国の法定計量制度の国際標準化の推進に寄与することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

分担金

国際法定計量機関
(OIML)

事業イメージ

技術基準等の
各国への「勧告」



日本 米国 独 仏 中国

加盟国 61ヶ国、準加盟国 62ヶ国

OIMLの勧告は基本的には遵守する必要があるため、これに加盟し、我が国の技術基準に則った意見を示していくことが重要。

（参考）2020年度の「勧告」等の採択等の状況

採択状況	主な検討案件
<ul style="list-style-type: none"> 新R 148（非観血非自動血圧計） 新R 149（非観血自動血圧計） 新D 35（石油計量表） 新D 36（液体用基準体積管）等 	<ul style="list-style-type: none"> R60（ロードセルの計量規定）の改定 D10「計量装置の再校正周期決定のための指針」 D31「ソフトウェア制御計量器のための一般要件」 R51「自動捕捉式はかり」等

※R文書：国際勧告、D文書：国際文書